

花菖蒲ノ會会報

神社本庁の伝統と信頼性の源泉は？

神社本庁の総長選任がいかになされるべきか、また、その指名はどのやうに行はれてきたのか。いま課題になってゐるこの問題を明らかにする上で貴重な参考となる文献を紹介いたします。

それは『神社本庁の四十年―若木庁舎によせて―』といふ小冊子です。

昭和六十二年三月三十一日発行で神社本庁調査部の編集になるものです。

現在の代々木庁舎が完成し、旧庁舎となった若木庁舎が解体されるにあたり、若木庁舎での業務を経験された方々に、その思ひ出などを寄稿していただいで纏められた小冊子で、発行は神社本庁です。

この中に、昭和四十九年から篠田総長を助けて副総長を二期つとめられた金子安平氏の文章が掲載されてゐます。

そこには、評議員会で新たに選任された役員会において、

本庁庁舎よ、さらば

本庁庁舎と私との関連は昭和十六年五月十四日全国神職会評議員として登録されてから現在まで約半世紀、その間の思ひ出多い中の二つ三つを記したいと思ひます。

副総長指名にビックリ

昭和四十九年五月二十五日、新館三階に於て初役員会が開かれたその席上、佐々木統理様から「総長に篠田康雄・副総長に金子安平」と指名された。突然の事としてビックリ仰天、天井が揺らいだのを覚えてゐる。

旧官社より総長、旧民社から副総長と云ふ訳でもあるまいが私は篠田総長の意を体して本庁運営に全力投球する心算であつた。以来二期六年、総長の暖かい御指導は今でも感動を与へてゐる。

北白川総裁様御逝去

間もなく総裁様には宮内庁病院にて御薨去遊ばされ、八月十三日御火葬、二十四日午後一時青山斎場にてご葬儀。この御儀は宮内庁主管、明治神宮主祭、神社本庁、伊勢神宮はお力添へにて奉仕せられた。高貴の方の御事に近く奉仕するのは恐懼の至りで身も心も緊張の連続であつた。

卑しい事ではあるが、御通夜の時故宮様お好みとか伊勢の赤福餅をお下げになられたのが、その優しい甘さは今猶鮮やかである。

庁舎に爆発起る

全国神社総代会大会が山形市民会館で開催された翌日（昭和五十二年十月二十七日）午前十時半本庁庁舎一階通路に置かれた爆薬が突然爆発し、財務部は白煙にまかれ、ドアのガラスは粉っぽみぢんの大騒ぎとなつた。私は前夜帰京、当日登庁、爆発寸前に現場を通つて副総長室に入った直後の大爆音、その爆風は統理室を直撃した。幸ひにも統理様・総長は山形にをられたので無事であつた。（略）



令和4年
10月31日
第6号

統理様が総長・副総長を指名され、その突然の指名に驚愕した金子副総長の気持ちがいさかり表現されてゐます。この時はまだ、統理は法人

の代表役員でもあり、総長は「事務総長」と称してゐましたが、庁規第十二条の規定は「事務総長は、役員会の議を経て、理事のうちから、統理が指名する。」となつてゐて、昭和五十一年の改正で総長が代表役員となつてからと同じ文言で規定されてをります。これが神社本庁の伝統的な

金子安平

統理による総長の指名の形な
のです。

この小冊子の「あとがき」

は、当時の事務局長であった
吉田玄蕃氏が書かれてゐます。

吉田氏は沖繩の本土復帰後、
波上宮宮司に転任されました
が、代々木での新庁舎建設と
移転の業務を支へるべく事務
局長の職責で本庁に戻ってを
られました。

その「あとがき」には、「こ
の歴史をしつかりと踏まへて、
全国神社の本庁に対する負荷
の任に背くことの無き様、そ
して明日は新しい本庁庁舎に
於ける歴史の一頁を我々は創
めて行かねばならぬとの思ひ
や切である」との記述もあり
ます。

「全国神社の本庁に対する
負荷の任に背かぬ」責任と信
頼性はいかにして得られるの
かは明白でありませう。

統理様の示される公平性、
透明性のある役員人事を、早
急に確立してゆきたいもので
す。そこにこそ神社本庁の信
頼性が確立される筈です。

伝統と信頼性の確立を目指
してまいります。

臨時評議員会の開催を

前号の会報で十月の定例評議員会の概要をお知らせしました。

統理様には冒頭のご挨拶で、庁務運営を抜本的に見直し、透明
性と公平性を確保しなければならぬとの見解を表明されました。

しかし、この統理様の御意志に叶ふやうな結果を見いだすこと
のできない評議員会であったと思はれます。

次回の神宮式年遷宮に向けての諸活動が開始されるまでには、
現状の問題を解決せねばならぬのは不可欠の課題です。また、こ
の解決には、裁判所に委ねることなく、神社人が自ら道を開くこ
とが必要でありませう。

そのためには、早急に臨時評議員会を開催し、十分な意見を交
はしてゆくべきではないでせうか。

評議員会での発言（牧野議員）にもありましたし、閉会での統
理様のご挨拶もそのことに触れられました。

広く輿論を興し、臨時評議員会の早期開催を期して参りたく存
じます。

会員の皆様には、この要望を各地元の神社庁を通じ、あるいは
直接に本庁当局にお寄せいただければと存じます。

賛同会員のご意見 その①

大星将臣

住吉大社権禰宜

経営倫理士

コンプライアンス運営につ
いて

評議員会冒頭の統理挨拶で
鷹司統理は庁務運営に「透明

れらをまとめ実現するのに
最適なトップを誰にするのか
が重要です。

健全な会社法人であれば、
組織内の風通しを良くし、不
祥事を未然に防ぐためにも社
内にコンプライアンスの担当
部署があり、それらが機能し
ない場合は外部弁護士や有識
者（企業であれば監査役や社
外取締役）からトップを説得
いただいた上で、内部通報制度
の設置に取り組んだり、上層
部の方々を対象にした研修会
を開いたりして改善を図るも
のです。宗教界も無関係では
ありません。

第一七八回（令和四年一月
二四日）宗教法人審議会でも
当時の石井研士会長は「今よ
りもより適正なガバナンス、
ディスクロージャー、アカウ
ンタビリティを実現してい
ただきたい」と述べられてお
り、これらは一般的な社会的
要請です。

統理と菅原理事は腹を括っ
てコンプライアンス運営を進
めながら社会的にも恥ずかし
くない組織のガバナンスを構
築しようとしているのを感じ
ます。

コンプライアンス運営は組織運営の一丁目一番地です。執行部側も「神社本庁のコンプライアンスの問題」発言をされていきますが、その中身は見えてきません。

多くの一般市民が旧統一教会のコンプライアンス宣言など全く信用していないのと同じで、倫理に反する行為には社会的制裁が待っています。

今、問われているのは神職としての倫理観です。

内部通報制度について

統理は情報操作による恣意的な庁務運営や濫用的な懲戒権の行使についても問題視されていますので、内部通報制度を理解した相談窓口の設置が早急に求められます。

これは不祥事の抑止だけではなく神社界全体の意見を汲み上げ風通しをよくする仕組みでもあります。

ここで決してしてはならないのは、頭数合わせに終始した見掛け倒しの部署の設置です。簡単に言えば、信用できない人や通報されそうな人が担当窓口なら誰も利用しません。心理的安全性が確保され

た誰もが相談しやすいヘルプラインの確立をすることが大切です。

それにより隠れた問題も明らかになり改善を図ることも繋がります。

組織内で起きたことを組織内で穏便に解決する手段にもなります。

賛同会員のご意見 その②

猿渡 惇

大國魂神社 権宮司
お世話になっております。

会報拝受致しました。

評議員会の内容につきましてお取り纏めいただき有難うございました。

内容を見て唖然としました。神職同士でこのような内容の会議が行われていることに言葉もありませんでした。

先月、とある会合で田中恆清氏の講演を聴く機会がありました。

その中で田中氏は「式年遷宮に見られるように日本人は次の世代の事を常に考えてい

る。一步下がって和を保っていく遠慮深い民族である。」と仰っていました。

是非その精神に則って、神界の和を保っていただきたいです。

このまま上層部の方々の争いが継続する程、神社界全体の信頼は失墜していくものと存じます。

十年後、二十年後、次の世代が活躍すべき時、果たして神社界はどうなってしまうのでしょうか。

世界の政情不安や昨今の宗教界への厳しい目がある中で、一刻も早い神社本庁の正常化を願うばかりです。

是非、神社本庁顧問参与も参加可能な形で臨時評議員会が開催されることを望みます。乱文失礼致しました。

賛同会員のご意見 その③

匿名

一般崇敬者

はじめまして。ご縁を賜り、一般崇敬者ではありますが御

趣旨に賛同致します。

Twitter界隈で、とある正義感溢れる神職さまより、花菖蒲ノ會に賛同を表明することは統理様をお支えすることに繋がりますから動かれて下さいとの由。

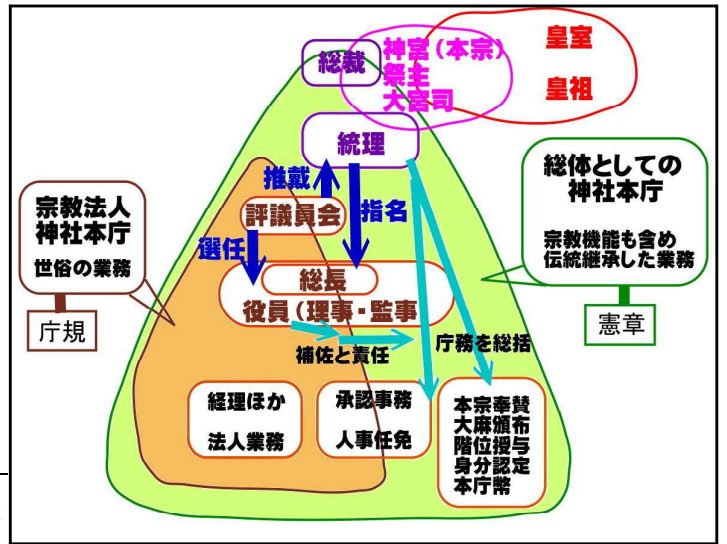
表立って動くことは出来ませんが、僭越ながら気持ちを手向けたく存じます。

知人が元神宮関係者であり、統理様のお人柄の素晴らしさを伺っております。私も一般人ながら多くの神社関係者の方々とご縁があります。

一連の不祥事、裁判沙汰は見聞きするにおぞましく、私利私欲に走るあまり見境なく総長の座にしがみつき、晩節を汚す様は憐れであり誠に嘆かわしい限りです。

斯界の大きな浄めは神のお仕組みですね。暫定総長田中氏におかれましては初心を忘るべからず、実るほど頭を垂れる稲穂かな、最期は潔さが大切ですね。今後の芦原氏のご活躍に期待しております。

皆様の熱き志を神々がお聞き届け下さいますように祈念申し上げます。



神社本庁の組織・機構と 統理の総長指名

この図は会報第四号でも掲載しましたが、改めてこの図により統理様の総長指名の意味につき解説します。

「神社本庁」の二つの概念があります。

統理様のもとで

神社界の真姿を顕現しよう

第一は図には薄緑で表現した部分で、総体として伝統的神社祭祀を継承し、信仰的・精神的機能を護持する本来の役割を果たす組織です。(以下①)

第二は、図には薄茶で表現した部分で、第一の組織を運営するのに必要な、法人格を保持し、財産管理等のいはば世俗的機能を担ふ機構です。(以下②)

評議員会ならびに役員会(総長を含む)は、この①および②の両面の業務の決定・執行に係はる組織であり、議決機関は評議員会となります。

総長は宗教法人の代表役員として②の神社本庁を代表しますが、この②の業務は①の組織の中に内包されるものでなくてはなりません。

そして、総長および役員は、①の組織の中でも統理を補佐して業務を行います。

①の組織のなかで指名

この①の業務は当然、統理の信任のもとで行はなければならず、統理に対して責任も負ひます。しかも、その業務内容は、法人業務よりも広範で、神社本庁の根幹となる業務です。

この業務のためには、統理の信任に足るものが指名を受けて総長となります。

①の組織のなかで総長に指名されたものが、②の機構の代表役員を兼ねることとなります。①の組織が優先なのです。

法人規則たる庁規が、法人法の例外規定として互選でなく統理指名としてあるのは、この指名が②の機構のものではなく、①の組織のなかで行はれるからなのです。

評議員会における統理選任も、②の機構ではなく、①の組織での選任です。

全会一致の推挙の意味

しかも、伝統的・慣例的に、全会一致により統理は推戴されます。

これは①の組織においては、統理に全権委任してあることを表明することを意味します。

神宮を本宗とすることと、国家の宗祀としての神社祭祀の伝統(皇室と神社の関係を神宮崇敬の精神を通してつなぐことのできる理念)を継承する上で不可欠なことです。

ここに「大御心」をいただいての神社祭祀の根幹があります。

このやうな役割と性格を有する統理の権威の否定は、神社祭祀の根本理念並びに信仰団体としての神社本庁の組織の否定となります。

評議員会が全幅の信頼のもとで、全会一致で推戴した以上、統理の総長指名権は最優先されなくてはなりませんし、過去に置いてもそのやうに運用されてきました。

現在も今後もさうでなくてはなりません。

言語道断の指名強要

統理選任の時には、役員席の評議員も議席に降りて票決に加はります。

起立をもって推戴に賛同しながら統理の総長指名に従はぬのなら、役員職を辞するものが本来であって、統理に指名を強要することなど本末転倒も甚だしいことです。